



よくある質問 Q&A

Q1 勝手に農地を取られたりしませんか?

A1 期間満了後は必ず所有者に返還されます。所有権を移転するものではありません。
再度、農地を貸したい場合は更新（利用権の再設定）も可能です。

Q2 どんな農地であっても、農地バンクは借りてくれるのですか?

A2 再生不能な遊休農地など、利用が著しく困難な農地等はお取扱いできません。原則、借り手のいる農地を借受けますが、借り手が見つからない農地は農地バンクホームページで情報発信することができます。

Q3 相続未登記農地は貸し借りできるのですか?

A3 法定相続人の持ち分の過半の同意があれば貸し借り可能です。

Q4 申し込みから契約締結までどれくらい日数かかるのですか?

A4 貸付開始日は原則として毎月1日^{*}に設定しています。申込から契約締結までの所要月数はおよそ2ヶ月です。（※一部例外あり）

Q5 賃借料は誰が決めるのですか？契約期間の途中で変更はできるのですか？

A5 賃借料は、その地域における同程度の整備状況等の農地の賃借料（以下、「地域標準賃借料」という。）を基本とし、所有者・耕作者間で協議の上設定していただきます。なお、賃借料の変更も可能ですが、地域標準賃借料が基本となります。

Q6 どこに相談や申込をすれば良いですか？

A6 各市町村農政担当課・農業委員会などで相談や申込が可能です。
利用権設定後の変更（住所変更、口座変更など）も市町村窓口で手続き可能です。

Q7 貸した農地を契約期間の途中で返して貰えますか？
また、農地を売買したい場合はどうすれば良いですか？

A7 契約期間の途中で解約を行うには、所有者・耕作者・農地バンクの3者の合意が必要となります。利用権設定を行った市町村農政担当課または農業委員会にご相談ください。
また、農地の売買をご希望される場合には、農地のある市町村農業委員会にご相談ください。

・

◎農地の貸借期間は、貸付先の経営の安定・発展に配慮して、原則10年以上としています。

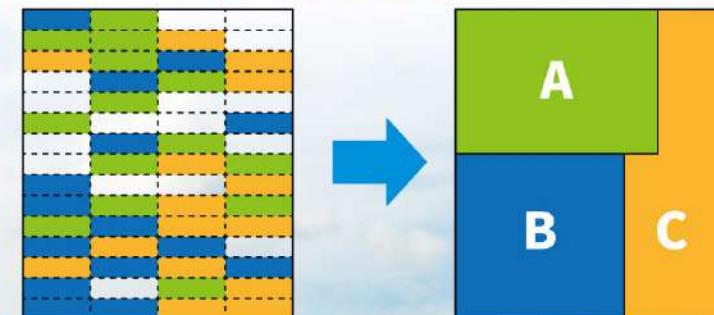
◎農地バンクが借受けし、耕作者が解約した後、原則2年を経過しても借受希望者が見つからない場合等は、所有者に農地をお返しします。

◎農地バンクでは一定額以上の賃借料等のお支払いについて、法令により定められた法定調書を作成し、税務署へ提出しています。

農地を貸したい方、借りたい方、

農地の貸し借りは 「農地バンク」を (農地中間管理事業) 活用しましょう！

農地の集約化（イメージ）



～農地を未来につなぐ～

農地バンクが農地の出し手と担い手の間に介在し、農地の再配分を繰り返し実施することで、地域における望ましい農地利用の状態を実現



鹿児島県農地バンク
公益財団法人鹿児島県地域振興公社

農地中間管理事業の仕組み



所有者
(農地の出し手)

- ・契約期間満了後は、確実に農地が戻ります。
- ・賃借料は、決まった時期に農地バンクが所有者指定口座に振込みます。

鹿児島県

土改連

県農業会議

連携・協力

中央会・JA

市町村等 農業委員会
農地バンク
農地中間管理機構
(鹿児島県地域振興公社)

¥ 賃借料口座振込

所有者から借受け

¥ 賃借料口座振替

耕作者へ貸付け

耕作者
(担い手)



- ・契約が一本化され、賃借料の口座引落手数料は農地バンクが負担します。
- ・農地を集積・集約することで、農作業の効率化や生産性の向上が図られます。

- ・農地中間管理事業は、農地の貸し借りの方法です。
- ・農地バンクは県知事から指定を受けた公的な機関です。
農地バンクが各市町村等と連携し、農地の貸し借りを調整します。
(ご相談は市町村・農業委員会等の窓口で承ります。)
- ・賃借料は、農地バンクが徴収・支払を行います。
(無償(使用貸借)での設定も可能です。)



※「農地バンク」とは・・・
各都道府県に1つ指定された農地中間管理機構の通称です。
農地バンクの業務の一部は、市町村・農業委員会、市町村農業公社に業務委託を行っており、事業推進する行政機関・団体等も含めて「農地バンク」と総称する場合もあります。



事業を活用した方々の声



息子はいますが、農業には興味がないようです。以前から畠を荒らすよりは、借りたい人がいるなら貸したいと考えていました。

そんな時、市役所からこの事業を紹介してもらい、集落の皆で話し合って、全体で事業を活用することにしました。地域全体の取組みが実を結び、事業を活用して良かったです。



農地所有者 Yさん
【鹿児島市】

年々足腰も弱り、畠の管理が負担で大変でした。集落の皆で話し合って事業を活用することにしました。自分の農地が荒れることなくきれいに管理されているのを見ると嬉しいですね。

地域の若手農家が借りてくれて、とっても頼もしいです。



農地所有者 Aさん
【南九州市】

農地といつも人の財産なので、貸してもらうには信用を得ることが大事ですよね。

事業活用前は、農地所有者と直接交渉するのに苦労していました。
活用後は、役場が手続きの間に入ってくれて、お互い安心して貸し借りできています。



畜産経営者 Uさん
【大崎町】

農地の貸し借りは正式に利用権を設定することが大事だと感じています。口約束では他に証明することもできませんしね。事業を活用することで管理も支払も楽になりました。農業委員会や役場の協力が大変ありがとうございます。

借りた農地は、従業員一同、愛情を込めて手入れをしています。



法人経営者 Mさん
(露地野菜)
【大崎町】